

東京都後期高齢者医療広域連合 情報セキュリティマネジメントシステム基本方針

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は生活、経済、社会のあらゆる面で拡大しています。一方、個人情報の漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざん、操作ミス等によるシステム障害等が後を絶ちません。また、自然災害によるシステム障害にも備える必要があります。

東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）では、後期高齢者の個人情報や行政運営上重要な情報などの重要な情報を多数取り扱っています。

また、東京都62区市町村、広域連合とも、電子自治体を構築し、多くの業務で情報システム化やネットワーク化が進んでいます。これらの情報資産を様々な脅威から防御することは、東京都民の権利、利益を守るためにも、また、地方公共団体の安定的、継続的な運営のためにも必要不可欠です。

これらの状況を受け、広域連合における情報資産に対する安全対策を推進し、住民からの信頼を確保し、さらに地域に貢献するため、以下のような情報セキュリティ基本方針を定め、これを実施し推進することを宣言します。

- 1 広域連合が定めるセキュリティポリシー、契約上のセキュリティ義務および情報セキュリティに関する法令、規則等を遵守する。
- 2 情報セキュリティ対策に取り組むための全庁的な体制を確立する。また、社会情勢の変化、技術的变化、法令等の変更などに伴い、継続的に情報セキュリティの見直しを図り、維持・改善する。
- 3 情報セキュリティ対策の基準として情報セキュリティ対策基準を策定し、その実行のための手順等を盛り込んだ実施手順を策定する。
- 4 広域連合の保有する情報資産を適切に管理する。
- 5 情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、当該対策を適切に実施するために、職員等に対して必要な教育を実施する。
- 6 情報セキュリティに関する事故が発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、緊急時対応計画を定める。
- 7 情報セキュリティ対策の実施状況の監査及び自己点検等を通して、定期的に対策の見直しを実施する。
- 8 すべての職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順を遵守する。
- 9 地域全体の情報セキュリティの基盤を強化するため、地域における広報啓発や注意喚起、官民の連携・協力等に積極的に貢献する。
- 10 適正なリスク評価基準を確立し、情報資産のリスク評価と対策を実施する。

制定日 平成19年3月1日

最終改正日 平成20年8月4日

東京都後期高齢者医療広域連合長